○国家公安委員会告示第三十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十七日

国家公安委員会委員長　岡崎トミ子

第二号の表県道仙台南インター線の項の次に次のように加える。

県道大衡落合線	宮城県黒川郡大衡村松の平から同村奥田まで

附　則

この告示は、平成二十二年十二月十八日から施行する。

○警察庁告示第一号

警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）第七条の規定に基づき、広域緊急援助隊員の服制（平成七年警察庁告示第二号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十二年十二月十七日

警察庁長官　安藤　隆春

別表災害活動服の項中「警察」及び「ＰＯＬＩＣＥ」と」を「、都警察にあっては「警視庁」及び「ＰＯＬＩＣＥ」の文字、道府県警察にあっては道府県警察の名称を表す文字及び「ＰＯＬＩＣＥ」の文字を」に改め、同表防水災害活動服の項中「警察」及び」を「、都警察にあっては「警視庁」及び「ＰＯＬＩＣＥ」の文字、道府県警察にあっては道府県警察の名称を表す文字及び」に改め、同表災害活動用ヘルメットの項を次のように改める。

災害活動用ヘルメット	色	白色とする。		
	材質	繊維強化プラスチック又は合成樹脂とする。		
	制式	本体	1　内部に着用者の頭部に加わる衝撃を緩和するためのひも又は網を付ける。 2　両側に黒色のナイロン製あごひもを付ける。	
		記章	ビニール製で、地色は紺色、日章は金色とする。	
		階級表示	1　後部に付ける。 2　階級に応じて青色線で表示する。	
	形状は、図五のとおりとする。			

別表災害活動用防寒服の項中「警察」を「、都警察にあっては「警視庁」及び「ＰＯＬＩＣＥ」の文字、道府県警察にあっては道府県警察の名称を表す文字」に改める。

図一を次のように改める。

図　一　災害活動服上衣

